

別記第1号様式

年度 函館市介護人材養成活動支援金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所
申請者 法 人 名
代表者名

函館市介護人材養成活動支援事業に関し、支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する額 円

2 活動の区分

3 活動する期間 年 月 日 から 年 月 日

4 振込口座

金融機関名				支店名				
預金種目		口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

別記第2号様式

活 動 計 画 (実 績) 書

申請者の概要	設立年月日
	構 成 員
	営む主な事業
活動の内容	
活動による効果	
備 考	

- (注) 1. この様式は、交付要綱別表1に掲げる基準Aに係る支援金の交付を申請し、または、実績報告をする場合に使用すること。
2. 活動の内容は、詳細に記載すること。(別紙も可)
3. その他必要と認めた書類を添付すること。

別記第3号様式

活 動 計 画 (実 績) 書

名 称	
開催期日	
開催場所	
主催者，共催者 および後援者等	
参加人員	(役員等区分して記載すること)
活動の内容	
活動による効果	
備 考	

- (注)
1. この様式は，交付要綱別表1に掲げる基準Bに係る支援金の交付を申請し，または，実績報告をする場合に使用すること。
 2. 活動の内容は，詳細に記載すること。(別紙も可)
 3. その他必要と認めた書類を添付すること。

別記第4号様式

活動に係る収支予算（決算）書

収入の部

項 目	本年度予算	本年度決算	差 引	内 訳
計				

支出の部

項 目	本年度予算	本年度決算	差 引	内 訳
計				

- (注)
1. この様式は、支援金の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
 3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
 4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 5. その他必要と認めた書類を添付すること。

年度 函館市介護人材養成活動支援金交付決定通知書

函 福 地
年 月 日

住所

法人名
および代表者氏名

函館市長

年 月 日付で申請のあった支援金の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館市介護人材養成活動支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

記

- 1 この活動に対する支援金の額は、次のとおりとする。

_____ 円

- 2 活動の区分

- 3 この活動の完了期限は、年 月 日とする。

4 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る当該活動の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもってこの支援金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - (ア) この支援金の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。
 - (イ) 当該活動を中止し、または廃止する場合。
 - (ウ) 当該活動が予定の期間内に完了しない場合または活動の遂行が困難となった場合。
- (3) この支援金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 当該活動の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 当該活動の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 当該活動が完了したときは、実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この支援金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

この場合、支援金の額の確定後においても同様とする。

 - (ア) この支援金を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この支援金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他支援金の交付の決定後生じた事情変更により、支援金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 当該活動により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (9) 交付対象者は、当該活動について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、当該活動の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

年度 函館市介護人材養成活動支援金実績報告書

年 月 日

函館市長

様

住所

法人名

および代表者氏名

年 月 日函福地をもって交付金の交付の決定を受けた活動等は、
年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

交付金交付決定通知額 金 円

交付金領収済額 金 円

交付金領収未済額 金 円

年度 函館市介護人材養成活動支援金の額の確定通知書

函 福 地
年 月 日

住所

法人名
および代表者氏名

函館市長

(活動等の完了期日 年 月 日)

年 月 日付けで活動実績報告のあった活動等については、支援金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市介護人材養成活動支援金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり支援金の額を確定したので通知する。

記

支援金の確定額 金 円